

公 告

西城川漁業協同組合

平成二十八年年度本組合漁業賦課金、入漁料並びに遊漁料及び解禁日を左記のとおり決定しましたから当組合地域内で漁業をされる場合は、所定の賦課金、入漁料並びに遊漁料を納入し期日を厳守せられ違反のないようご注意下さい。違反者は処罰されますのでご注意ください。

一、賦課金並びに入漁料金・遊漁料金

賦課金を除き入漁料金は左記の通り、尚料金に対して消費税八パーセント内税とします。

組合員		漁 法	賦 課 金	入 漁 料	合 計	漁 法	賦 課 金	入 漁 料	合 計
き り 川	建 綱・曳 綱								
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円								
二一、六〇〇円	五四、〇〇〇円								
二二、六〇〇円	五五、〇〇〇円								
投網、鮎釣り外	瀬張網、目刺網								
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円								
八、六四〇円	一一、八八〇円								
九、六四〇円	一二、八八〇円								

遊漁料金は左記の通り、尚左記の料金に対して消費税八パーセント内税とします。

魚種	漁法		大人年券	日券		中学生	小学生
	投	網					
あゆ	竿釣、ちょんかけ、銚突		一〇、八〇〇円	三、二四〇円	無料		
こい	手釣、竿釣、投釣、つけ針			三、二四〇円			
うなぎ	銚突、すくい網		五、四〇〇円		無料		無料
ます	にごりかき、うなぎかこ			三、二四〇円			
			●は半額				

入漁並びに遊漁上の注意事項

- (1) 遊漁に際しては、電線や山からの転石、又足元の危険な石や毒蛇などには充分注意して楽しく遊漁して下さい。遊漁中の事故については、当組合として一切の責任は負いません。
- (2) 入漁中並びに遊漁中は、常に鑑札を携帯し監視員の求めに応じて呈示して下さい。
- (3) 無鑑札にて遊漁中監視員が見廻った時は、正規の料金の外に五百円を附加した金額をお支払下さい。
- (4) 入漁、遊漁の鑑札は本人しか使用できません。又、再発行も致しません。
- (5) うぐい（イダ）にこいの産卵期には、組合に申し出て役員立会の上で投網により「うぐい」「こい」に限り採捕する事が出来ます。
- (6) 空缶、空瓶、紙袋などは捨てないように持ち帰り、河川の美化にご協力下さいますようお願い致します。

二、ヤマメの解禁日、平成二十八年四月二日午前五時から同年八月三十一日迄

三、鮎解禁日 平成二十八年六月一日午前八時から同年十一月三十日迄

四、投網漁法は、平成二十八年七月十五日午前五時以降とし、夜間の投網漁法は八月一日、十九時から解禁とする。ただし友釣専用区の西城川と比和川の合流点から上流新永原大橋までと庄原市高町五反瀬橋上流から西城町落合（小鳥原川と西城川の合流点の間）と庄原市掛田町明神瀬橋から庄原市川手町青木井堰までは八月一日午前五時以降とする。

五、建網、瀬張網、目刺網の漁法は、平成二十八年八月一日午前五時以降とする。

また九月一日より十一月三十日迄きり川漁の使用が出来る。

（但しきり川用おどしは、十一月一日午前五時より設置したままでもよい。）

六、漁具・漁法の制限又は禁止関係

- (1) 夜間の銚突、ちょんかけは禁止する。
- (2) 投釣、リール釣は一人三本以内とする。
- (3) 濁かき、すくい網漁法は、八月一日以降とする。
- (4) 水中に電流を通じてなす漁法。
- (5) 水中鉄砲（銚の柄にゴムを取り付けたものを含む）。
- (6) びん漬漁法（たらい漬を含む）。
- (7) 瀬干漁法。
- (8) 追込漁法（鳥の羽根使用）。
- (9) チャグリ（コロガシ、カラガケ）は、一切使用を禁止する。
- (10) 銚突、ちょんかけ漁法は、投網漁法と同時解禁。
- (11) ウナギかご使用は一人五個以内とする。

七、禁 止 区 域

- (1) 庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域
- (2) 庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域
- (3) 庄原市西城町油木地区内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域
- (4) 庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域
- (5) 庄原市西城町入江入江橋から上流二本栃川と大屋川合流点までの大屋川の区域
- (6) 庄原市川北町きびざき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域
- (7) 庄原市比和町須川上橋から上流熊原橋までの古頃川の区域
- (8) 庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域
- (9) 庄原市西城町法京寺橋から西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点までの区域では目刺網を周年禁止する。
- ※ (1)～(8)については、九月一日から翌年三月三十一日迄一切の漁業を禁止する。

八、罰 則

- (イ) 爆発物及び有毒物を使用し魚類を採捕した場合並びにその魚類を所持し又は販売した場合は三年以下の懲役、又は二十万円以下の罰金、又は拘留、又は科料に処せられます。（水質保法第三十六条）。
- (ロ) 禁漁区内で魚類を採捕した場合は六カ月以下の懲役、若しくは十万円以下の罰金に処し、又は併科せられます。（広島県漁業調整規則第三十七条）。
- (ハ) 員外者にして遊漁料を納入せずして当組合の区域内で魚類を採捕した場合は、十万円以下の罰金に処せられます。（漁業法第一四三条）。
- (ニ) 組合員にして賦課金を納入せずして当組合の区域内で魚類を採捕した場合は除名に付せられます（定款第十五条の(2)）。
- (ホ) 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損し、又こわした者は十万円以下の罰金に処せられます。（漁業法第一四四条）。